

## 鳥取県告示第 508 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字笹山下1811の1、字親谷1815、1816、1823、字三枚畑1824から1826まで、字牛谷1831の2、1832、字小牛谷1837の2、1838から1840まで、1842、字神谷1992、字篠谷口2002、字隠谷2005の2、2008の2、2009の2、字芋谷口2108、2138の2、2138の3、字小猿毛口ノ内藤谷2111、2112、2112の1、字小猿毛谷2114の1、2114の2、2114の4、字小猿毛口2116、2136の3、字大猿毛口北側2117の1、2117の2、字仏谷左側2121、字仏谷2123の1から2123の3まで、字小スカフ西側2125の1から2125の12まで、字大スカフノ内坂ノ谷2128、2128の1、2129、2129の1、字小スカフ東側2130の1、2130の2、字壺反谷ノ内ホゼ谷2131の1から2131の5まで、字大猿毛口2134の4から2134の6まで、2135の4

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字親谷809、809の1、810、字木地原2027の1、2030の2、字大坂谷北側2043の1、字奥大坂谷2069の1、2069の2、2072の1、2072の5、2073の1から2073の5まで、字中大坂谷南側2077の1、字大坂口2092の1、2092の2、2095の3、字スカフ口2096の2、2097の2

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)